

# 栃木県診療所等賃上げ支援事業 給付金 Q&A

令和8(2026)年6月9日時点

## 目次

I 給付金について.....	1
Q1 給付金の交付対象施設は。.....	1
Q2 交付された給付金の用途制限はあるか。.....	1
II 賃金改善について.....	1
Q1 賃金改善の期間や基準月は。.....	1
Q2 賃金改善の方法は。.....	1
Q3 賃金改善の対象となるベースアップの内容や支払い方法は。.....	2
Q4 国実施要綱には「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。」とありますが、具体的な事例や上回る部分の計算方法は。.....	2
Q5 ベースアップ評価料の変動により、6月以降に給与水準を下げた場合、給付金を返還する必要はあるか。.....	3
Q6 賃金改善の期間中に採用した（又は退職した）職員も事業の対象に含めてよいか。.....	3
Q7 ベースアップは全職種に対して行うのか。.....	3
Q8 賃金改善の対象月・開始時期・支払時期を整理して教えてほしい。.....	4
III 申請対象について.....	4
Q1 保険医療機関コードが発行されていない場合、申請できるか。.....	4
Q2 令和7年12月～令和8年2月に開設した医療機関等は申請できるのか。.....	4
Q3 令和8年1月1日以降に廃院・廃止する予定がある場合、申請できるか。.....	5
Q4 申請期間中または過去に一時的な休診等があった場合でも、申請できるか。.....	5
Q5 本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるか。.....	5
Q6 国実施要綱により、病床数は原則、令和7年8月1日時点の許可病床数を使用（ただし、令和6年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」（令和7年度繰越）により同年8月2日以降に削減した病床数を除く）となっているが、「病床機能再編支援事業」により令和7年8月2日以降に削減した病床数は、補助金額の算定の際、病床数に含めてよいか。.....	5
Q7 保険薬局における「同一グループ内の店舗数」とは何か。.....	5
Q8 保険医療機関コードがわからない。.....	5
III 給付金の申請手続きについて.....	6
Q1 申請書の提出はいつまでに行えば良いか。また、給付金の交付はいつ頃か。.....	6
Q2 申請は誰が行う必要があるか。.....	6
Q3 交付対象施設は栃木県内にあるが、開設者の住所が栃木県外の場合、申請することができるか。.....	6
Q4 1つの法人が複数の交付対象施設を運営している場合は、施設単位での申請になるのか、法人単位での申請になるのか。.....	6
Q5 前回と同じ口座に振り込んでほしいが、入力を省略することは可能か。.....	6
Q6 複数施設を一括で申請した後、一部施設のみ申請を取り下げることができるか。.....	6

<b>IV 交付申請フォーム・郵送申請について</b> .....	7
Q 1 F A Xで申請することは可能か。 .....	7
Q 2 郵送申請後に誤りに気づいた場合、どのように修正すればよいか。 .....	7
Q 3 重度の視覚障害等により申請が困難な場合、支援は受けられるか。 .....	7
<b>V 申請書類の送付依頼について</b> .....	7
Q 1 紙申請書類の送付を希望する場合の連絡先は。 .....	7
Q 2 紙申請書類の依頼受付期限（令和8(2026)年7月6日（月））を過ぎてから紙申請書類の郵送を依頼できるか。 .....	7
Q 3 紙申請書類の送付を依頼したが、紙申請書類が届かない。 .....	7
<b>VI その他</b> .....	8
Q 1 本給付金に関する問い合わせ先は。 .....	8
Q 2 申請が正しく受理されているか確認したい。 .....	8
Q 3 申請期限を過ぎての申請は受け付けてもらえるか。 .....	8
Q 4 郵送申請で消印が期限内の場合、申請は認められるか。 .....	8
Q 5 申請書類が事務局に到着しているか確認したい。 .....	8

## I 給付金について

### Q1 給付金の交付対象施設は。

A1 本給付金は、栃木県内に開設している有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション及び保険薬局を対象としています。

ただし、健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7（2025）年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があり、次の要件を満たす必要があります。

対象施設区分	要件
有床診療所（医科・歯科） 無床診療所（医科・歯科） 訪問看護ステーション	令和8(2026)年3月1日時点で、ベースアップ評価料(※)を届け出ていること
現在の診療報酬制度上、ベースアップ評価料が届け出られない施設のうち、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション、薬局	令和8(2026)年6月1日時点で、令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料を届け出ていること

※ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料、入院ベースアップ評価料（医科）、入院ベースアップ評価料（歯科）、訪問看護ベースアップ評価料のいずれかを指す。

### Q2 交付された給付金の用途制限はあるか。

A2 本給付金は、賃金改善以外には使用できません。

## II 賃金改善について

### Q1 賃金改善の期間や基準月は。

A1 令和7年11月末の賃金水準と比較して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、賃金改善を行った場合に対象となります。

そのため、例えば、令和8年1月から3月までの間のみ賃金改善を行う場合等は本事業の対象となりません。

また、令和7年12月以降の賃金改善については、令和8年3月までに実施する必要があります。

### Q2 賃金改善の方法は。

A2 令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、対象職員の基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げを行うことが原則ですが、賃金表や給与規定等の変更に時間を要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの間の最大4か月分の一時金(例：臨時賞与)又は特別手当(例：インフレ手当)を支給する方法

でも差し支えありません。

また、一時金や特別手当の支払いで賃金改善を行った場合でも、令和8年4月及び5月については基本給の引き上げや毎月支払われる手当の支給を行う必要があります。

なお、一時金や特別手当で実施した賃金改善の水準と、これに続く基本給の引き上げや毎月支払われる手当の水準は、全く同じ水準とする必要はありませんが、本事業は賃上げに必要な経費として給付金を支給し、これを確実な賃上げに繋げることを目的としているため、極端な配分はできません。また、4月及び5月に実施した賃金改善の水準と6月1日以降の賃金改善の水準は原則、維持・拡大していただきます。

### Q3 賃金改善の対象となるベースアップの内容や支払い方法は。

---

A3 基本給又は決まって毎月支払われる手当（恒常的に夜間を含む交替勤務制をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当についても、毎月支払われる手当に含めて差し支えありません。）の引上げのほか、これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額分も含まれます。

なお、決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含みますが、以下の諸手当は含まれません。

- ・月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
- ・労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

また、ベースアップの支払方法は、令和7年12月～令和8年5月の給与支給時に支払われるものが賃金改善の内容に含まれます。

なお、就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月（令和8年1月～6月）に支払われるものを含めることも可能です。

（特例）

国 Q&A27 において、公立病院等については12～3月分の一時金の支給を4月以降に行うことを認めていることから、この規定を準用し、システム改修や給与データ入力に間に合わないなどやむを得ない場合は、4月以降（6月まで）に一時金を支払う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含まれることとなりました。ただし、対外的な理由については申請者側で説明いただくこととなります。

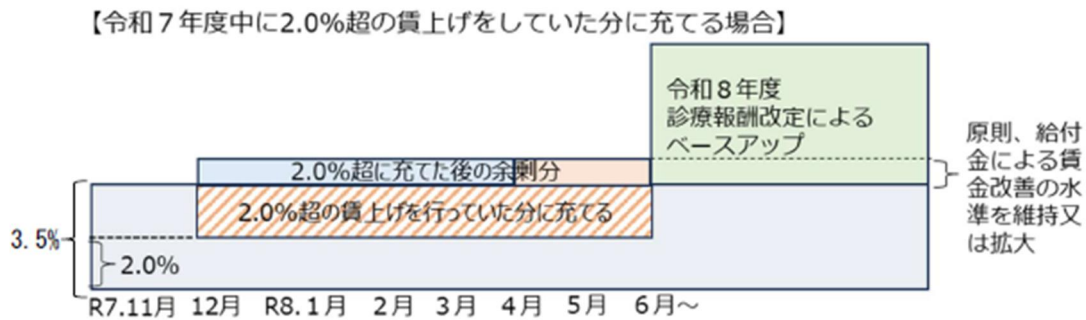
Q4 国実施要綱には「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。」とありますが、具体的な事例や上回る部分の計算方法は。

---

A4 本規定は、令和7年12月の賃金水準が前月から維持されたままであっても、同

水準が令和7年3月31日時点の水準と比較して2.0%を上回ってベースアップされている場合に適用できるものです。

(例：令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して、令和7年4月1日時点で対象職員のベースアップの水準が3.5%増となっており、当該水準のベースアップを令和7年12月から令和8年5月までの間継続していた場合は1.5%分×6ヶ月×対象職員数に本事業の支給額を充てることができます。)



上回る部分の計算方法については、例えば、令和7年3月31日時点で在籍している対象職員の基本給（月額）と、令和7年12月時点で在籍している当該職員の基本給（月額）を比較し、2.0%を上回っている部分を対象にすることが考えられます。なお、2.0%までの部分にはベースアップ評価料による賃金改善分も含まれていると見なしていますが、2.0%を上回っている部分にベースアップ評価料による賃金改善分が含まれている場合は、当該部分を除いた部分が対象となります。

また、令和7年4月から11月までの間に採用した職員についても、令和7年12月時点の当該職員の基本給（月額）が、当該職員と同一職種で同等の年齢・役職の職員の令和7年3月31日時点の基本給（月額）と比較して2.0%を上回っている場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができます。

(注意)

令和7年4月以降に開設した医療機関は、昨年末比2.0%以上の給与水準を上回っている場合の特例は適用できません。

Q5 ベースアップ評価料の変動により、6月以降に給与水準を下げた場合、給付金を返還する必要はあるか。

A5 給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。(国 Q&A23)

Q6 賃金改善の期間中に採用した(又は退職した)職員も事業の対象に含めてよいか。

A6 採用月から(退職月まで)の分については可能です。(国 Q&A25,26)

Q7 ベースアップは全職種に対して行うのか。

A7 誰にどれだけ配分するかは医療機関等の判断になりますが、一部の職員に賃金改

善を集中させるなど、著しく偏った配分にならないよう留意してください。

#### Q8 賃金改善の対象月・開始時期・支払時期を整理して教えてほしい。

A8 賃金改善の対象月は令和7年12月～令和8年5月の6ヶ月間になります。

No.	対象月（支払内容）	支払方法	申請可否
1	12月～5月（ベースアップ）	通常支給 （対象月の翌月給付も可）	可
2	①12月～3月（一時金） ②4～5月（ベースアップ）	①3月までに支給（原則） ②通常支給	可
3	12月～5月に令和7年3月末時点と比較して2.0%を上回ってベースアップされている場合		可
4	12月～5月（ベースアップ）	6月以降一括（後払い）	不可
5	一時金のみ、4～5月ベースアップなし		不可
6	4月～6月（ベースアップ）	通常支給	不可
7	令和7年12月～令和8年2月に開設の場合 開設月～6月（ベースアップ）	通常支給	可

ベースアップの内容

ベースアップの例	ベースアップに含まれないもの
基本給の引き上げ 毎月支払われる手当の引き上げ 給与に連動して引き上がる賞与や時間外手当 法定福利費の事業者負担分の増額分	通勤手当 扶養手当

### Ⅲ 申請対象について

#### Q1 保険医療機関コードが発行されていない場合、申請できるか。

A1 申請できません。本給付金は、健康保険法上の保険医療機関コードが発行されている診療所等を対象としています。

#### Q2 令和7年12月～令和8年2月に開設した医療機関等は申請できるのか。

A2 申請できます。

その場合の賃金改善期間は12～5月の6か月間ではなく、開設日～5月までの期間と読み替えてください。なお、令和8年2月に開設した施設で、2月中に給与の支払実績がない場合は3月にベースアップ評価料を届け出ることにはできませんので、4月1日にベースアップ評価料を届け出ているれば要件を満たすものとして取り扱うことが可能です。

Q3 令和8年1月1日以降に廃院・廃止する予定がある場合、申請できるか。

---

A3 申請できません。本事業では、令和8年1月1日時点で廃院・廃止している場合又は、本事業の申請時点で、同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合は、支給対象外となります。

Q4 申請期間中または過去に一時的な休診等があった場合でも、申請できるか。

---

A4 一時的な休診や診療時間の短縮があった場合であっても、廃院・廃止に該当しない限り、申請することは可能です。

本事業では、令和8年1月1日時点で廃院・廃止していないこと、また、申請時点で令和8年1月2日以降の廃院・廃止を予定していないことを要件としており、過去又は申請期間中に一時的な休診があったことのみをもって、直ちに支給対象外となるものではありません。

Q5 本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるか。

---

A5 一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の使用許可病床の合計となります。

Q6 国実施要綱により、病床数は原則、令和7年8月1日時点の許可病床数を使用（ただし、令和6年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」（令和7年度繰越）により同年8月2日以降に削減した病床数を除く）となっているが、「病床機能再編支援事業」により令和7年8月2日以降に削減した病床数は、補助金額の算定の際、病床数に含めてよいか。

---

A6 含めてよい。

Q7 保険薬局における「同一グループ内の店舗数」とは何か。

---

A7 厚生（支）局へ届け出ている「施設基準届出状況報告書」等に記載されている、令和7年4月30日時点の同一グループ内の保険薬局数（当該薬局を含む）を指します。

Q8 保険医療機関コードがわからない。

---

A8 保険医療機関コードは、関東信越厚生局のホームページから確認することができます。

関東信越厚生局ホームページ「保険医療機関・保険薬局の指定等一覧及び保険医・保険薬剤師の新規登録一覧」:

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html>

### Ⅲ 給付金の申請手続きについて

Q1 申請書の提出はいつまでに行えば良いか。また、給付金の交付はいつ頃か。

A1 申請期限は、令和8(2026)年7月15日(水) 23時59分までです。

審査後、交付決定となった場合、令和8年9月中末頃までに指定の口座へ給付金を振り込む予定です。ただし、口座番号等に不備があり修正に時間を要した場合は、時期が遅れる可能性があります。

Q2 申請は誰が行う必要があるか。

A2 診療所等の開設者が申請してください。

なお、給付金の受領等の権限を開設者から委任する場合は、「委任状(別紙3)」を御提出ください。

Q3 交付対象施設は栃木県内にあるが、開設者の住所が栃木県外の場合、申請することができるか。

A3 開設者の住所が栃木県外であっても、栃木県内に所在する交付対象施設分については、申請することができます。ただし、県外に所在する施設分については、当給付金の交付対象外のため、申請できません。

Q4 1つの法人が複数の交付対象施設を運営している場合は、施設単位での申請になるのか、法人単位での申請になるのか。

A4 診療所等ごとに申請してください。ただし、複数の施設を一括で申請することは可能ですが、申請書上、施設ごとの内訳が判別できるよう「栃木県診療所等賃上げ支援事業給付金 申請内訳書(別紙2)」に記載してください。

なお、1施設につき申請は1回限りです。

Q5 前回と同じ口座に振り込んでほしいが、入力を省略することは可能か。

A5 入力の省略はできません。過去に支援金等の支給を受けている場合であっても、今回の申請においては、振込口座情報の入力及び通帳等の写しの提出が必要です。

Q6 複数施設を一括で申請した後、一部施設のみ申請を取り下げることができるか。

A6 原則できません。申請内容は提出前によく御確認ください。

#### Ⅳ 交付申請フォーム・郵送申請について

##### Q1 FAXで申請することは可能か。

A1 できません。申請は、交付申請フォーム又は郵送による申請のみ受け付けています。

##### Q2 郵送申請後に誤りに気づいた場合、どのように修正すればよいか。

A2 軽微な誤り（漢字や数字の書き間違い等）については、栃木県診療所等給付金事務局（以下「事務局」という。）へ御連絡ください。大きな不備（申請施設名が抜けている、必要項目が記入されていない等）がある場合には、再度申請書を郵送してください。その場合には申請用紙に「再送付」と記載してください。

##### Q3 重度の視覚障害等により申請が困難な場合、支援は受けられるか。

A3 やむを得ない事情がある場合には、事務局へ事前にご相談ください。

#### Ⅴ 申請書類の送付依頼について

##### Q1 紙申請書類の送付を希望する場合の連絡先は。

A1 次の方法で事務局に依頼内容を御連絡ください。

栃木県診療所等給付金事務局

① 〈メールアドレス〉 r8chinage-uketsuke@tochigi-iryoshien.com

② 〈FAX〉 028-666-7763

受付時間：平日 午前9時から午後5時

受付期限：令和8(2026)年7月6日（月）

〈依頼内容〉

・ 申請者番号 ・ 申請者氏名 ・ 送付先住所 ・ 電話番号 ・ 様式の必要部数

##### Q2 紙申請書類の依頼受付期限（令和8(2026)年7月6日（月））を過ぎてから紙申請書類の郵送を依頼できるか。

A2 できません。期限後は、県公式ホームページから紙申請書様式をダウンロードしてください。

##### Q3 紙申請書類の送付を依頼したが、紙申請書類が届かない。

A3 紙申請書類は依頼受付後3営業日以内に発送しています。依頼してから1週間を経過しても紙申請書類が到着しない場合には、事務局に連絡してください。連絡がなかった場合には、当該依頼は無効となります

## VI その他

### Q1 本給付金に関する問い合わせ先は。

---

A1 次の事務局にお問い合わせください。

栃木県診療所等給付金事務局

〈電話番号〉 028-666-7753

〈受付時間〉 午前9時から午後5時（土日、祝日を除く）

〈メールアドレス〉 r8chinage-uketsuke@tochigi-iryoshien.com

### Q2 申請が正しく受理されているか確認したい。

---

A2 審査の結果、不備がある場合のみ事務局から連絡します。

個別の受付状況確認は原則受け付けていません。

なお、令和8(2026)年7月24日（金）午後5時までに不備が修正されない申請は、取下げたものとして取り扱います。

### Q3 申請期限を過ぎての申請は受け付けてもらえるか。

---

A3 できません。申請期限後の申請は一切受け付けられません。

### Q4 郵送申請で消印が期限内の場合、申請は認められるか。

---

A4 申請期限日必着です。消印が期限内であっても、期限までに到着していない場合は受け付けられません。

なお、郵送は「特定記録郵便」「レターパックライト」又は「レターパックプラス」等、郵便物を追跡できる方法により事務局へ郵送してください。

### Q5 申請書類が事務局に到着しているか確認したい。

---

A5 申請件数が多いため、原則として到着確認の問い合わせには対応していません。追跡可能な方法で郵送し、申請者自身で確認してください。